

# 風しん排除の定義について(WHO)

資料4

## 世界保健機関世界ワクチン行動計画 2011-2020

2020年までに麻疹及び風しん排除を少なくとも5つのWHO地域で達成する。

【出典】WHO. WHO Global Vaccine Action Plan 2011-2020. 2012年5月.

## 風しん排除の定義

- 「Endemic rubella virus transmission (風しんウイルスの土着性の感染伝播)」が、ある地域や国で12か月以上認められないこと、及び
- 質の高い動向調査の仕組みの存在下で「風しんウイルスの土着性の感染伝播」によるCRS(先天性風しん症候群)の事例が認められないこと

※「風しんウイルスの土着性の感染伝播」: 地域や国で、国内又は海外由来関わらず、ある風しんウイルス株が12か月以上持続的に感染伝播している状態。

(※「土着株」には定義はなく、「土着性の感染伝播」をおこしているウイルス株が便宜上「土着株」と表現されている)

※「Endemic rubella case (土着性の感染伝播による風しん事例)」: 確定診断された風しん事例で、「土着性の感染伝播」に由来しているもの。

※「土着性の感染伝播」が断ち切られた後でも、タイムラグのため9か月程度はCRSに罹患した児は生まれうる。また、CRSに罹患した児は、出生後12か月程度はウイルスを排出するので、CRS事例からの持続的な感染伝播がないことの証明が必要である。

【出典】WHO. Framework for verifying elimination of measles and rubella. 2013年3月.

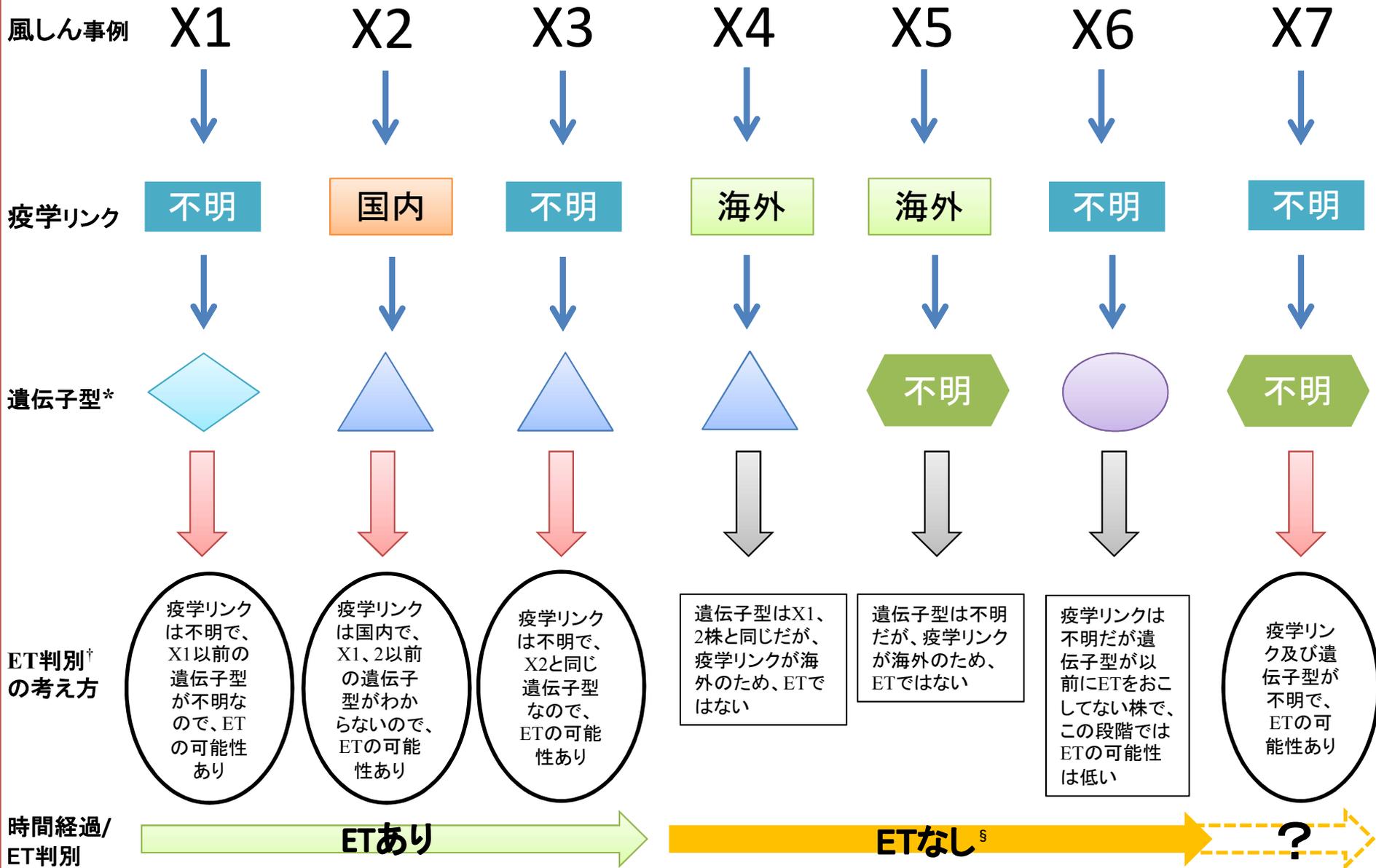
## 風しん排除の認定要件

- 「土着性の感染伝播による風しんの事例」が最後に認められた後、36か月以上、「土着性の感染伝播」がないことを証明。
- 国内事例・輸入事例の発見に十分な感度と特異度を持つ質の高い動向調査の仕組みの存在。
- 「土着性の感染伝播」が断ち切られたことを示す遺伝子型上の根拠の存在。

※WHOのregionalレベルでは1.と2.に加え、3.を満たすことが排除認定基準に必要である

【出典】WHO. Framework for verifying elimination of measles and rubella. 2013年3月.

# 風しんウイルスの土着性の感染伝播(Endemic rubella virus transmission, ET)判別の考え方



\*従来の遺伝子型別より詳細な遺伝子配列解析によるクラスターを含む。†最終的に、麻しん・風しん排除認定会議にてET判定を行う。§12か月以上持続で「排除」となる。

# 日本における風しん排除

## 日本における風しん排除の定義

WHOの定義による「風しんウイルスの土着性の感染伝播」の無い状態が12か月間続いていること

## 風しん排除の証明に必要な要素

- 風しんと診断した場合は直ちに届出
- 1例でも発生したら行う積極的疫学調査
- 全例に遺伝子配列の解析を含むウイルス遺伝子検査

全例が、海外感染例又は海外感染例と疫学リンクのあることを証明する

全例で、既国内感染例のウイルス株との遺伝子型との一致しないことを証明する

積極的疫学調査

ウイルス遺伝子検査

1例目からの調査  
実施を可能にするため

診断時  
直ちに届出

検出可能な時期の  
検体採取を可能にするため